

I 沖繩県祖国復帰協議会

第一四回定期總會

一九六九年三月二二日

われわれをとりまく情勢

(一) 世界の動き

(1) ベトナム戦争はいざんとして世界情勢の焦点である。その戦局はアメリカの敗退とサイゴン政府の崩壊という新たな段階に発展しつつある。ベトナム人民のたたかいは勝利を期して前進しており、とうとう六八年十一月一日、アメリカは北爆の全面停止に踏み

きらざるをえなかつた。

とくに解放戦線の参加によるパリ和平会談に應ぜざるをえなかつたのは、ぎりぎりにおいつめられたアメリカのあがきを深刻に反映しているものといわねばならない。しかし南ベトナムにおいては、いまもお、あらゆる犯罪兵器を使用してその国土を破壊し全人民の皆殺し政策をくりかえしている。アメリカの兵力は五十万をこえ、戦費は年間二百六十億ドルに達し、投下爆弾は第二次大戦中の全欧州に投下された平均量を上まわっている。

このようなアメリカの戦争拡大にもかかわらず、その支配の地点はますますせばめられ解放戦線側はいらない政権の軍事行政をマヒさせアメリカの侵略を根底から打ち砕いている。しかもサイゴンでは一般民衆の間に和平を求める声が強まり、解放戦線を含めた政治解決が不可避なこととして認められ、好戦的な政府の態度を非難している。一般民衆、仏教徒、カトリック教徒が勇敢に立ち上り、かいらい政権の打倒と民衆政権をめざして結果していることは新しい変化が現われ始めていることをしめしている。

(2) ベトナム人民のたたかいを支持し、アメリカの侵略戦争に反対する戦いは社会主義諸国をはじめ世界いたるところで発展しその連帯の行動はいちだんと強まっている。とくにアメリカ国内における反戦運動は日一日とはげしく高まりつつある。一月十九日ニクソン大統領の就任に反対して全国から一万人が集り、ベトナム反戦兵士を先頭に黒人、青年グループが議会にデモを行った。就任当日の二〇日にも約千人の反戦デモ隊が警察と衝突しており、大統領の就任に反対するデモが行なわれたのは一六六年ぶりのことである。一万余千人の警備と防弾ガラスに擁護されてニクソンは就任演説を行

った。又国内では徴兵忌避をはじめ学生、婦人、宗教家と広範な市民がベトナム戦争に反対する運動が急速に高まっている。

ニクソンはベトナムにおける敗北と、ドル危機、増税と黒人問題等々日増に高まる反戦運動から孤立化して破局をむかえるだけとなろう。それにもかかわらず、アメリカ独占資本と軍部はベトナム侵略戦争を放棄しようとはせず、パリ会談でもいざんとしてサイゴン政府の正統性を強調している。しかしながら世界の世論は、北ベトナムが主張する和平四項目即ち、

一、ベトナムの独立、主権、統一及び領土保全を認め、米軍はベトナムから撤退すること。

二、外国軍隊の禁止条項をも含む一九五四年のジュネーブ協定の軍事条項を尊重すること。

三、民族解放戦線の計画に従い南ベトナム人民によって南ベトナムの内政問題を解決すること。

四、外国の干渉なしに南北両ベトナム人によってベトナムを平和的に統合すること。

更に、

五、米国は北ベトナムに対する爆撃とすべての敵対活動を無条件に永久に停止せよ。

という項目を含めた解放戦線の和平五条項の要求に対して賛辞を送っている。

(3) ニクソン政権は、むき出しの反共思想と好戦的な姿勢でアジア政策をとり続けるであろう。したがって中国承認、国連加盟を拒否し、通商、文化面での交渉もしりぞける。そして中国の周辺に反共の意識の強いアジア九ヶ国を集めてASPAAC(アジア太平洋閣

僚会議)をつくらうとしている。

このASPAAC軍事計画の中で日本の指導的役割を期待し、日本に対し憲法改悪、日本防衛の全面肩代りをおしつけてこよう。しかし今年には中国問題のクローズアップされる年といわれるようにフランスの中国承認決定(六四年一月)に次いで一月二四日ネニ・イタリア外相は中国承認決定を発表し、続いてカナダ、ベルギー、ルクセンブルグ、チリ、などの諸国がイタリアのあとに続こうとしている。したがってニクソン政権は発足早々、同盟内部からおこった自主外交の波に洗われていることになる。

(4) 昨年のフランスの「五月革命」でドゴールの足もとが危うくぐずれかけフランス経済が大きな危機をむかえた。これを擁護するために米、英はマルタの切り下げを西ドイツに強要したが、西ドイツはこれをはねつけた。

これ以来仏、独関係は冷たくなり、ポンド、フランの不安定と、ドル危機の進行とで資本主義諸国家は矛盾を深め、苦境に立っている。ドル危機の要因はベトナム戦に巨額の軍事費を支出しこれに伴う国際収支の赤字である。

したがってこれらの情勢から欧米諸国では増税、インフレ政策、社会保障の改悪、失業者の増加となつて労働者のはげしい反げきをおこしている。

(5) 多くの資本主義諸国やアジア、アフリカ、ラテンアメリカなど新興諸国においても民族解放、独立のたたかいが頑強にたたかわれている。たとえはパキスタンで一万人余のデモ隊が、トルコでは数千人が反米抗議デモを行っている。それらの特徴は新旧植民地主義と民族解放闘争、戦争と平和のたたかきという基本的な対立とな

っている。とくに現在は、アメリカの侵略戦争とドル危機を中心にその支配の根柢からゆらいでいるときである。

資本主義諸国は相互の矛盾と対立をいっそう激化させ、一方社会主義諸国、被抑圧民族は平和と民主主義をまもるたたかいに大きく前進しているのが今日の状況である。

〔二〕 国内の動き

(1) 佐藤内閣は安保体制を軸に、軍国主義復活をいっそう露骨に押し進めている。佐藤総理は一昨年の日米首脳会談以後沖繩が極東の安全保障のために果している役割を強調し、日米共同管理の政策をうち出してきた。今国会では、これまでの「白紙」からふみ出して「早期返還は本土なみ基地では実現できない」「もっと沖繩のもつ安全上の役割を理解してほしい」と述べている。

これは日本がアジアで果たすべき安全保障上の役割を積極的におし進めようとするものである。

このように核付き、自由使用を国民におしつけ沖繩の核基地と米軍の無期限統治を肯定しようとしている。このため日本政府はB52の常駐を承認し、一体化措置の名目で沖繩を犠牲にしようとしている。更に原潜寄港承認、ベトナム戦争の加担、自衛隊の核研究、A B M（海道弾道ミサイル）の設置構想を明らかにしている。陸、海、空の自衛隊の定員を七千七百人増員する防衛二法案も衆院本会議に提出され、七〇年安保に備えようとしている。又現行憲法を公然と否認し、倉石発言で原爆保有と武力外交の必要性を表明しているのである。以上のことから佐藤内閣は日米安保体制の長期固定化を図り、日米軍事同盟の侵略的性格の強化と軍国主義の復活を計つ

ていることが明らかである。

(2) 佐藤内閣は紀元節の復活をはじめ、国防意識高揚の必要性を強調して、教育の軍国主義化、反動化をますます強化してきた。今国会に神道復活の靖国神社護持法を提案し、軍国主義化を急いでいる。教育課程と指導要領を改悪し、神話の復活と大國主義的愛国心を鼓吹してきた。

又、明治百年記念行事や、万国博を開いて復古調と國民精神を高揚し、マスコミ統制を強化して労働者、國民に思想攻撃をかけてきている。

(3) こうした佐藤内閣の反動性は当然、政治の腐敗、墮落を深め、政治をとりまく疑惑、汚職は日常茶飯事となっている。その反面、物価の上昇をはじめ住宅難、交通難はいっそうひどくなり社会保障諸制度は後退し、公害は日本全土にわたっている。労働者の首切り配転、中小企業の倒産など、われわれ國民の生活や生命に直接かわる問題はほとんどかえりみられていない。

(4) 以上のような、佐藤内閣の反動政策に対して、労働者を中心とする本土の民主勢力は、六九年春闘を果敢に闘う中で、四・二八沖繩返還国際統一行動をはじめ、佐藤首相の十一月訪米阻止に向けて、沖繩の即時無条件返還、日米安保条約の廃棄を目指して闘う態勢を強化しつつある。

〔三〕 県内の動き

(1) 昨年、初の主席公選で即時無条件全面返還を訴えた革新統一候補の屋良朝苗氏が当選した。それによって沖繩の民意は日米両政府の政策とは全く逆であることがわかる。しかしアメリカは住民の

選択を尊重するといひながら総合労働布令を公布しB52の撤去、原潜の奇襲取り止め、核兵器の撤去をしようとしな。明らかに民意を無視した従来の軍事優先政策が一貫して続けられ、軍事行動の前には沖縄県民の生命と財産はかえりみられないことがはつきりした。

(2) 総合労働布令は一月十一日、原文のまま公布し、米軍周辺の治安維持、デモ、スト強圧を目的としたもので、むき出しに県民を弾圧しようとした。軍関係労働者の争議行為禁止を拡大し、すべての人を対象として治安規制を強化し、その他大衆運動、政治運動に対する制約がその特徴である。県民の力で施行を延期させたが、現行の布令百十六号(軍関係労働法)は生きており両布令の廃止を待ちとらなければならない。

(3) アメリカ軍は久志村に原潜基地といわれる海軍基地を建設し、海兵隊総合基地の増強も行っている。残波岬においてはミサイル発射演習が行われ危険な状態となっている。原潜もひんばんに寄港し、コバルト60の被害を直接県民に与えている。爆音や廃油などの基地被害も解決されないまま県民は不安と恐怖につきおとされている。

(4) 民政府は県民の反対を押し切って米国资本のエッソ社の精油所建設を許可した。アメリカは軍事基地を維持するために、石油産業までも独占し米国の国策を遂行し沖縄を経済支配する企図であることは明らかである。

(5) 屋良革新主席が、前松岡自民党政府を引き継ぐなかで、千六百万ドルの財政の落ちこみがあって事業縮小を余儀なくされている。

このことは、前自民党政府が経済成長の伸び率など諸条件の判断

を誤った上に、PXやハーバーニューなど「無法地帯」の存在と煙草、酒類の脱税行為が大幅に行われていること、或いは、前政府が行った「税金の前取り」などが大きく影響している。

また、政府予算の「硬直化」現象が表われているが、これは、日米両国政府が「ヒモ付援助」を通して巧妙に政府を被等の意図する方向に操作している「手段」の表われである。

このようなことが、結果的には財政の落ちこみによる事業の縮小を余儀なくし、県民の生活に悪影響を及ぼしている。

更には、経営協を中心とする資本側は院内多数党である自民党を利用して、復帰に備えた「自主経済の確立」の美名のもとに企業防衛に狂奔し労働者の賃金を抑圧し、トラック、バス、タクシーなどの公共料金の値上げを押しつけ、諸物価の値上りを誘発させて県民の生活を破綻に追い込む方向にある。

又、自民党、経営協等は自からの責任を感ずるところか、屋良革新政権にその責任を転嫁しようとしている。

われわれはこの事実を明らかにしつつ財政立て直しを日本政府に要求していかなければならない。

(6) 以上最近のできごとの特徴をとらえてみたが、自由民主党は立法院において多数を占め再び、数の暴力をふるう姿勢がみられる。即ち、彼等は日米強調路線で自由主義陣営のために沖縄基地の維持と沖縄県民の犠牲はやむをえないものとしての立場をとっている。そして「一体化政策」という名の下に、日、米の手足となって戦争政策を押し進めてくるに違いない。

すでに沖縄自民党は本土の自民党の県連支部となることを表明している。そうなれば、佐藤内閣の反動政策は当然県連支部である沖

護自民党をパイプとして沖縄に入ってくる。

(7) このように、沖縄県民の意に反して、B52原潜、核兵器は正に県民の生命をおびやかしており、又、佐藤首相は十一月に、沖縄の「核つき、自由使用」で対米交渉を行う意図が暴かれており、沖縄自由民主党をパイプとして強力な攻撃をかけて来ることは明らかである。われわれはこれらに対し四・二八を盛り上げ、即時無条件全面返還、日米安保条約廃棄等をかちとるために一層団結を固め、強力な闘争体制をつくり上げねばならない。

復帰運動の目標

(基本目標)

一、対日「平和」条約第三条の撤廃

アメリカの沖縄占領支配は、日本の真の独立と平和を犯すものであり、その統治の根拠としている対日平和条約第三条は民族自決と主権平等の原則から、世界人権宣言及び国連憲章に背反する無効なものである。従って、国際条理と国際法に反する、不法な条約第三条の撤廃を期す。

二、日本国憲法の適用

日本国民である百万沖縄県民は、当然日本国憲法の適用をうけ、憲法によって日本国民としての諸権利が保障されなければならない。憲法の完全適用は祖国復帰の実現にとって重要な課題であるから、日本政府にその実施を強く迫る。

三、軍事基地撤去

アメリカの沖縄支配の主目的は沖縄基地の排他的自由使用にある。これらの基地は核武装され、共産圏諸国に攻撃目標は向けられ、とりわけ中国封じ込め、ベトナム侵略戦争を中心としたアジア諸国に対する侵略と攻撃の基地である。又、米韓、米台、米比、アンザス各軍事条約の適用範囲に包含され、日米安保条約を含め、アメリカの極東軍事戦略の拠点となし、アジア諸国のカライイ政権を擁護しながら民族を分断し極東の緊張を高める要因をなしている。更に県民に対する基地被害はこれまで生命財産を奪い、核の脅威は正に県民の生命を一刻に奪い去らんとする状態である。このようなアジアを分断し、アジア人民を殺戮し、県民の生命を危機におとし入れているアメリカの沖縄基地は、平和憲法を守り、佐藤自由民主党政府の反動政策を粉砕する立場からも撤去を要求して闘わねばならない。

四、日米安保条約の廃棄

日米安保条約は、その付属文書によってアメリカによる沖縄の軍事基地使用を認め、祖国を分断している。従って復帰を実現するためには、核基地自由使用を許している日米安保条約を廃棄しなければならない。アメリカの沖縄基地は日米安保条約の要石であり、軍事基地撤去の闘いは正に日米安保条約廃棄の闘いの重要な一環として沖縄県民に課された重要な闘いである。更に沖縄の早期返還を望む国民感情を利用して「核付き・自由使用」を認めての沖縄返還を目論む佐藤内閣の態度を見る時、日米安保条約の改悪、平和憲法の改悪、そして再軍備、核武装と一連の反動政策を看破しなければならぬ。われわれは、憲法前文並びに同第九条による我が国の安全と生存に関する規定に基づき戦争を否定して、日米安保条約廃棄を

求めて闘い、即時無条件全面返還の闘いこそ沖縄県民のおかれた立場から具体的な闘いとして受けとめ、国民的連帯の中で強力に闘う。

(当面の目標)

一、自治権の獲得

1 主席権限の拡大

県民の忍耐強く果敢な闘いは一九六八年主席公選をかちとり、アメリカと日本政府の圧力をはねのけ十六年の長期にわたる沖縄自由民主党の権力と金力を打破して革新政権をかちとることができた。

しかし高等弁務官権限の留保や主席権限の拡大が伴わないあくまでも軍事優先支配の枠内にあり、祖国復帰をはじめ、民主的施策の遂行に大きな支障をきたしている。われわれは高等弁務官の拒否権を廃し、主席の権限拡大を要求して闘う。

2 小選挙区制の撤廃

さる三大選挙にも見たように得票率は上廻りながら議員の数は少ない現在立法院議員選挙制度は民意を正しく反映しない、占領支配維持のための非民主的な現行小選挙区制を廃し中選挙区制をかちとる。

3 布告、布令の撤廃

復帰運動を阻害している集刑法(布令一四四号)、デモ規制の布令一二二号をはじめ軍労働者の権利を奪っている布令一一六号更に労働布令の名をかりて復帰運動弾圧の意図をあからさまにしている総合労働布令(布令六三三号)等これら一切の布告、布令を撤廃させる。

4 米軍人、軍属に対する裁判権及び捜査権の民移管

米軍人、軍属の犯罪に対して民間には現行犯の逮捕と種く限られた以外捜査権も裁判権もない、その為米軍、軍属の裁判の結果も公表されず、犯罪はますます凶悪化している。このような治外法権を直ちに廃止させる。

5 立法権の制約撤廃と権限の拡大

高等弁務官は立法の停止権及び布告、布令の制定権を保持しているが、このような高等弁務官の権限を放棄させ立法権を確立する。

6 大統領行政命令の改廃

自治権を否定している布令、布告の根源をなしているのが大統領行政命令であり、速やかに改廃させ、自治権の拡大を図る。

7 日米琉語問委員会制度の撤廃

日米琉語問委員会は、一昨年十一月の日米共同声明に基づく制度であるが、これは沖縄県民を含む日本国民の強い沖縄返還の要求をそらし、彼等の共同の利益を図る機関として設置したものである。

この委員会は、アメリカの出先機関に過ぎない高等弁務官の下に日本政府代表を組み込んだとおりであり、日本国民の尊敬を著しく傷つけるものであり、容認出来ないこの委員会のこれまでの経過からして、高等弁務官の権威を高める政治的效果を狙いながら沖縄返還に関する基本問題にふれる討議を避け、むしろアメリカの不法、不当な沖縄支配を合法化する役割を果そうとしているに過ぎない、従って日米琉語問委員会制度には強く反対する。

8 革新「政権」を守り抜く

佐藤内閣は、援助金を通して屋良革新主席に対して懐柔と強迫の政策で攻撃を掛けつつある。このような佐藤内閣の攻撃と呼応し

て、沖繩自由民主党は、松岡政府時代に犯した自らの政策の失敗をおおいかくして、屋良革新主席攻撃を始めている。これらの攻撃に対し、屋良革新主席を中心とする民主勢力は、国民の利益を守る闘いを早急に組み組むことが求められている。従ってわれわれは革新「政権」をあらゆる攻撃から守り抜く為に、大衆運動をより一層強化発展させなければならない。大衆運動の前進により勝ちとられ支えられている沖繩の革新「政権」は、大衆運動の強力な支えを背景にして、大衆と共に日米支配層に対する諸要求の行動を取り組むべきである。しかし乍ら、個々の大衆行動に主席が直接に行動を共にするか否かによって、主席が大衆運動から遊離しているか否かの判断の基準とするのは誤りである。

革新主席の任務は、大衆運動を背景として、大衆の利益を守る一貫した政治姿勢で行政権を行使することである。この政治姿勢を保障するのは大衆運動である。従って、大衆運動の指導組織は、革新主席との緊密な連携をはかり、革新「政権」が大衆運動から孤立することなく常に先頭に立ち得るよう努力をせらうとともに、その強化がなされねばならない。革新「政権」の行政権の行使と大衆運動とは、それぞれの領域において、大衆の利益を守る共通の目標達成のために機能するのであるから、革新「政権」の行政権の行使と大衆運動の間に目標達成の過程で異った形で機能する場合であっても、革新「政権」は大衆運動の先頭に立っている、ということを確認しなければならない。

二、基本的人権の保障と諸権利の獲得

1 国政参加の実現

沖繩にも当然憲法は適用されなければならない。従って国民とし

ての権利である公職選挙法の適用に基づく国政参加を実現させる。

2 渡航制限の撤廃

国内を旅行するのに、許可を強要するアメリカの不当な渡航制限を撤廃させる。

3 船舶に対する国庫の掲揚

遠洋航海に出る沖繩の船舶が三角旗と日の丸を併掲するため、国籍不明の船舶として銃撃を受けたり逮捕されたり、生命と財産が危険にさらされている。国旗の完全掲揚と外交保護権をかちとる。

4 言論の自由を規制する布令の撤廃

布令一四四号集成刑法の中に民政府に対して誹毀的又は煽動的印刷物、文書発行配布する意向で所持するものは五万円以下の罰金、五年以下の懲役に処せられると規定されているように出版、表現の自由は制約されているのでこの種の布令撤廃を期す。

5 思想・信条の自由確保

思想・信条による渡航制限や軍備備者に対する思想調査等は、個人の思想、信条の自由を脅かす不当なものであるのでその撤廃を期す。

6 沖繩裁判の闘い

東京地裁に提訴した沖繩裁判（違憲訴訟）をかちとり、日本国民として憲法に保障された基本的人権を獲得する。

7 民主的諸制度の適用

民主的教育関係諸法規や社会保障関係諸法規、その他憲法に保障された民主的諸法規の適用をかちとり、一体化の名において適用を強要してくる非民主的諸法規を排除する。

8 憲法改悪の反対

憲法を空洞化し、改悪して国民を再び戦争にかり出そうとする軍国主義政策には絶対反対する。

三、差別的、植民地政策の撤廃

1 国県有地、琉銀、公社の民移管

アメリカは国県有地を取り上げて利益を得ており、琉銀五一%の株をにぎり、アメックス、BOAと共に沖縄の金融経済を支配している。さらに水道公社、電力公社、カールテックス、開発金融公社などをアメリカ民政府の下部機関として莫大な収益をあげている。このような植民地搾取に反対し、県民の財産と利益を守る。

2 ドル通貨を撤廃し、日本円通貨をかちとる

アメリカは県民の意に反して、ドル通貨を強いている。そのため貿易、為替管理、金融政策の面で県民に大きな損失を与えている。

その上外国の通貨を使用させられるのは堪えがたい屈辱である。ドルを日本円に切り替え日本円経済圏に移行する。

3 税制度の風地主義と社会保障制度の確立

物品税、所得税が布令と民法の二本立となっている。このような植民地的税制度を撤廃し、税の風地主義を貫きこれを民法法に一本化する。更に社会保障制度を本土並に確立させる。

4 県並み財政の処置

琉球政府の事務の半分以上は国家事務である。その為県民は、重税を課されている。従って国家的経費や本土一県並みの財政負担は、すべて日本政府が負うべきであり、県並みの財政の処置を講ずるよう日本政府に要求する。更に沖縄に対する財政措置その他の援助に関する(臨時措置法)の早期成立を促進する。

5 沖縄産糖の保護

農業政策の一環として甘蔗作農家の生活の保障する立場で生産費を完全に確保する価格で、沖縄産糖を全量買い上げるよう日本政府に要求する。

四、復帰時点及び復帰後の平和と経済の確立

1 五万の軍雇用者を主として基地経済に依存せざるを得ない県民は多い。基地撤去に伴う生活の不安をなくするよう完全保障を日本政府に行わしめること。

2 軍雇用者に対する離職者等臨時措置法を制定させる。

3 日本政府の戦争責任を追及するとともに、長期的展望に立つ沖縄経済の再建と平和的改造を目指して当面、沖縄に対する財政措置、その他の援助に関する臨時措置法等、又、沖縄復興開発基本法(何れも仮称)等日本政府に対して具体的政策を早急に策定させる。

4 県内において、地方自治体、民主団体にそれぞれの立場で検討し、問題の発掘に取り組み、政府はこれを取りまとめ体制を確立するよう働きかける。

五、反戦平和の闘い

1 アメリカの土地取上げ反対
アメリカのベトナム侵略戦争の激化に伴い、各地で新たな土地の接収が予定されているが、反戦平和の立ち場から絶対反対して闘う。

2 一切の軍事演習反対
アメリカのベトナム侵略戦争の訓練基地としてゲリラ訓練、射撃、爆撃、ミサイル発射演習等が行なわれ、人命、財産に被害を与えている。更に沖縄を拠点にして外国軍隊及び軍人の訓練も行なわれているのでこれら一切の軍事演習に反対する。

3 自衛隊の来沖反対

最近、自衛隊が戦史研究の名目でひんばんに来沖し、米國との合同演習等を行っているが戦争の犠牲のまま、二十四年間もアメリカの支配下に放置しながら、県民を無視した自衛隊の来沖には絶対に反対する。また、このような行為は、平和憲法の改憲、海外派遣につながり、再び國民を戦争に巻きこむ結果を招くので、絶対に許してはならない。

4 B 52、一切の核兵器の撤去並びに原潜寄港のとりやめを要求して闘う

ベトナム人民を殺戮して沖縄県民の生命財産を不安におとし入れているB 52を撤去させ、県民の生命を極度に不安におとし入れている核兵器を撤去させ、県民の生命と健康をむしばむコバルト60を放出する原潜の寄港を阻止して闘う。

II 沖縄自由民主党

第五回大会宣言

一九六七年二月九日

県民永年の悲願である復帰を実現する確かな正しい方法は日本の理解と努力の上に立って一体化政策を積み重ねることであるという我が党の復帰路線は、今回の佐藤・ジョンソン会談によって明確にされた。すなわち「沖縄の施政権を日本に返還する方針」が確立され、「返還の際の摩擦を最少限にするため沖縄の住民とその制度を日本と一体化する」施政原則が打ち立てられたのである。このことは実質的に復帰が発足することを意味するものであり、我が党が今回の日米首脳会談の成果を画期的なものとして高く評価する所以である。われわれの前途にはすでに返還の光明が輝き一体化の道が開

けたのである。

今や施政権の壁だとか、客観情勢の影響などという障害はない。もし障害があるとすれば、それは大同団結をはばむ偏狭な根性かもししくは、復帰の仮面にかくれた反政府煽動の策謀であり、そのような反動は、県民の良識によって淘汰されるものと信ずる。

われわれは全県民の愛郷の至誠を結集して、法制度を一体化し生産基盤を確立して経済の向上と民生の安定を図り教育、文化、社会、各方面における本土との格差を是正し、もって完全復帰の機運を促進するとともに復帰後の百万県民が物心ともに堂々と他県に伍して同胞一体の喜びと誇りを満喫できる体制を整える一体化政策を強力に推進する決意である。

右宣言する。

沖縄自民党一九六八年重点政策

第五回党大会 一九六七年十二月九日

- 一 施政権返還に備え本土との一体化を強力に推進する。
- 一 国政参加を実現する。
- 一 主席公選を推進し、自治を確立する。

綱領

一、わが党は、平和と自由を希求する人類普遍の正義に立脚して、祖国復帰を目標とした自治の拡大を実現し、公明な責任政治の樹

立を期する。

二、わが党は、民主主義の理念を基調として日米琉三者の相互の理解と信頼と協力により諸般の制度機構を刷新し、沖縄の文化的民主社会の完成を期する。

三、わが党は、公共の福祉を規範とし、個人の創意と企業を自由を基底とする経済の総合計画を策定実施し、民生の安定と福祉社会の実現を期する。

民、主、党、立、党、宣、言

沖縄の政治は、完全に日本の主権の下へ復帰することを基本目標とし、その使命と任務は、民生を安定せしめ、公共の福祉を増進することに在る。

われわれは、この使命と任務に鑑み、ここに民主政治の本義に立脚して保守政治力を結集して民主党を結成し、広く住民大衆とともにその責務を全うすることを誓う。

沖縄の政治が祖国から分断されて既に二拾年を経過した。その間、世界の大事は著しく相貌を変え、原子科学の発達とともに、いまなお激しく流動する国際情勢の中にあつて、全人類の歴史に日日新しい頁を書き加えつつある。沖縄の政治の現況を凝視した場合、祖国復帰を目標とした自治拡大への道は程遠いとはいへ、昨今の日米両国政府と両国民の関心は、新たな転回への胎動を萌芽する。このときに当り、われわれは積極的な前向きな姿勢で沖縄の社会、政治、経済等のゆがみやひずみを正し、少くとも十年後の沖縄を目標に掲げて、創造の努力を払い、過去及び現在の制度機構の中から健全なものを生かし、古き無用なものを取除き、新しい制度と秩序を

構築していくことに勇敢でなければならぬ。

われわれの立党の政治理念は、第一に真の日米琉協調路線に基いて、人間的理解と友情が相互に行き交うような高められた政治的ふん開気を日米琉三者が一体となって作り出し、祖国復帰を目標とした自治拡大と経済の発展及び住民生活の向上を実現することにある。

第二に、ひたすら議会民主政治の大道を歩むことにある。従ってわれわれは、暴力と破壊、革命と独裁を政治手段とするすべての勢力、又は思想をあくまでも排撃する。

第三に、個人の自由と人格の尊厳を社会秩序の基本的条件とする。

それ故、権力による専制と階級主義に反対する。われわれは、秩序の中に前進をもとめ知性を磨き進歩的諸政策を敢行し、文化的民主社会の諸制度を確立して、沖縄の自由と自主性と繁栄の実現に邁進するものである。

右宣言する。

一九六四年十二月二十六日

III 日本社会党沖縄県本部

沖縄社会党立党宣言

新しい世紀における、新しい政治は、話し合いによって解決できることを確信する。沖縄における米国の占領政治が大転換すべきことはもちろんである。

新しい世紀における新しい政治は、たとえ局部的な問題であるにしても、それが民族問題の場合は、すべて国連会議において解決されることになった。従って沖縄の問題は、すでに高等弁務官対議院の問題ではなく、日本対米国の問題であり、同時に国連における国際問題に発展すべき段階にある。

かくの如く沖縄における問題の多くが、日本の政治問題として、

取扱われるべきものなるにかんがみ、日本の中央政党内に直結する政党内の出現はむしろ必然的な問題である。

ここにわれわれは、同志を結集して日本社会党の地方支部的性格の沖縄社会党を結成した次第である。沖縄社会党の同志は、主権の性質について主権が、最高、唯一、絶対の権力であるという理論を認めない。主権は一個の宝刀のようなものではない。主権さえ握れば、すべてはその神秘的な絶大な力に支配されるという考え方に反対である。その主権は人民の同意によって成立するからである。人民が主権に同意する理由には、その文化や能力などによって異なるであらう。

しかし、それなどの主権が余りにも暴虐ならばかなわぬまでも反抗し、服従に同意しない。従って主権は絶対的でなく、相対的なものである。さらに無制約ではなく、制約をもっている。何時の時代の主権も究極的には人民に由来するものなるを確認する。

社会党の同志は、社会主義を信奉する。資本主義秩序を社会主義秩序に変更するためには、国家主権を行使しなければならぬ。国家主権の行使を確保するための方法は、暴力によって主権を奪取し独占する暴力革命主義マルクス派共産主義者が公然と主張した方法を否定し、人民の意思にもとづく、議会を通じて主権確保の手段を求め、然して究極の社会主義社会の建設を期するものである。

さらに、沖縄社会党の同志は、日本復帰の実現までは、そのために全精根を傾け、同時にその間においては勤労大衆、農民、中小商工業者の利益擁護のために勇敢に闘うことを誓い、友愛と信義をモットーとして、民族悲願の日本復帰実現の時は、全員日本社会党に入党するものである。

注 日本社会党沖縄県本部は一九六〇年二月に沖縄社会党を発展的に解消、日本社会党沖縄県本部として発足した。したがって、綱領運動方針は、日本社会党と同じである。

IV 沖繩人民党

沖繩人民党綱領

第十五回大会 一九六七年六月三〜四日

沖繩人民党は、第二次大戦後における世界の民主運動、民族解放闘争のたかまりのなかで、本土における民主運動の影響のもとに、沖繩の民主主義と進歩の伝統をうけついで、一九四七年七月二十日、労働者農民、進歩的知識層の代表によって結成された。

戦前、天皇制の軍事的警察的支配のもとで、たえがたい搾取と収奪、差別と圧制にくるしめられた沖繩県民は、搾取と収奪に反対し、政治的自由と平等、民主的権利をかちとるためにたたかった。

第二次世界大戦における日独伊の侵略集団にたいするソ連を中心とする反ファシヨ連合国と世界の民主勢力の勝利は、県民をふく

めて全日本国民に勇氣と希望をあたえ、人民解放のためにたちあがる道を大きく切りひらいた。

一九四五年、沖繩に侵入したアメリカ帝国主義軍隊は、沖繩本島を中心に全南西諸島を制圧し、日本本土上陸の足場をかためた。

天皇の旗をふりかざして、日本国民を欺瞞し、帝国主義侵略戦争に国民をまきこんだ日本軍国主義は、一九四五年八月十五日、ポツダム宣言を無条件に受諾して降服した。

アメリカ帝国主義は、世界征覇の野望を実現するためにポツダム宣言をふみにじり、戦時国際法規すら無視して、沖繩を祖国から切りはなし、軍事占領下に苛酷な軍政をしいた。大戦中、十数万人の戦死傷者を出し家を焼かれ、田畑を奪われ、山河を破壊された沖繩県民は、アメリカ侵略軍の収奪と圧制のもとで奴隸的生活を強いられた。

日本本土では、世界の民主勢力と日本人の圧力のもとに、戦争犯罪人の追放など一連の「民主的」措置がとられたが、沖繩におけるアメリカ占領軍は、戦争犯罪人の追放を行なうどころかむしろこれを保護、飼育する政策をとり、これらを「諮詢会」に集めて、占領支配の道具につかい、県民の民主主義と政治的自由、人權をじゅうりんとした。

党は、結成と同時に、ポツダム宣言の完全実施と県民の政治的自由、戦争犯罪人の公職からの追放、自由と民主的権利、居住地の即時全面開放、食糧物資の増配の要求をかかけ、県民の人間らしい生活条件をかちとるためにたたかった。

アメリカ侵略軍は、党と県民のはげしいたたかいに直面して軍事占領支配に支障をきたさない程度に田畑を開放し、居住地への県民の移動をゆるした。

沖縄の核基地化と本土からの分離支配の陰謀を占領当初からもっていたアメリカ帝国主義は、日本独占資本を目したの同盟者として従属させ、その軍国主義的帝国主義的復活の政策を追求しながら、腰をすえて原水爆基地の構築を強行した。

一九五〇年、朝鮮にたいする侵略戦争の激化にともない、沖縄核基地の拡張と強化は急速に進められた。農民の広大な土地は武力によって奪われ、農民は労働者に転落させられ、安あがりの基地構築のための労働力を提供する犠牲にされた。これは、同時にアメリカ帝国主義の沖縄支配の手先集団、買弁的資本と基地寄生資本の育成の過程であった。

党は、アメリカ帝国主義の軍事権力と買弁的反動派に対決して、米軍慰安所設置反対、軍用地代の即時支払い、所得税の全免などを要求し農民の基本的権利と人間らしい生活の保証をかちとるためにたたかった。

党は、また、アメリカ侵略軍に反対して農民の生命と財産、民主主義と基本的人権を守るために、全県民に人民の統一戦線をよびかけた。

一九五一年九月十八日、アメリカ帝国主義と日本の売国的独占資本の共謀によって、ソ連、中華人民共和国、インドなどをのぞき、サンフランシスコ「平和」条約と日米「安全保障」条約が締結された。

それは、沖縄を日本から分析し、日本の支配勢力をアメリカ帝国主義に回調させ、日本の軍国主義を復活して、日本を反共、反ソ、反中国のアジア侵略の基地にするとともにポツダム宣言にもとづく人民の全面講和の要求をせらし、日本人民の民族独立のたたかいをおさえることを目的としたものであった。

党は、片面講和に反対し、全面講和を主張し、信託統治反対、即時無条件祖国復帰を要求してたたかった。

本来、沖縄は、第二次世界大戦の終結にもとづく日本国と連合国間の全面講和の締結によって、日本の完全独立が達成されたならば、日本から連合国の軍隊はひとりのこらず撤退し、それとともに沖縄の米軍による軍事占領も終り、沖縄は日本の主権下に返還されるべきであった。

アメリカ帝国主義はサンフランシスコ「平和」条約第二条によって沖縄を祖国日本からたち切り、沖縄の軍事占領支配を「合法化」した。

対米従属のもとで復活した日本独占資本は、信託統治反対、即時祖国にかえせ、という沖縄県民の日本国民としての当然の、強い要求をふみにじって、日本領土の沖縄と日本国民である沖縄県民をアメリカに売り渡し、アメリカ帝国主義の対沖縄支配に協力した。

内外民主勢力のはげしい要求をふみにじって締結されたサンフランシスコ「平和」条約と日米「安全保障」条約の発効によって、アメリカ帝国主義の日本本土における全面的占領支配は、半占領状態にかわり、日本政府の統治権は以前よりも拡大された。日本はかたちの上ではいちおう主権国家にされたとはいえ、民族主権は実質上いぢじしく侵害されており、真の独立は回復されていない。これは、アメリカ帝国主義が、沖縄をひきつづき軍事占領下において高傾化し、アジア最大のミサイル基地にして沖縄県民を軍事監獄的圧制と無権利の状態のもとにくるしめている現実だけをみてみてもわかるとおりである。

アメリカ帝国主義と日本独占資本の合作によるサンフランシスコ

体制のもとで、労働者、農民をはじめ勤労市民、知識人、婦人、青年、学生、中小企業家をふくむ広範な階級階層の祖国復帰と平和への願望はふみにじられ、生活と権利は圧迫されている。

この体制は、サンフランシスコ「平和」条約、日米「安全保障」条約など一連の諸条約によって法制化されている反ソ、反中国、反共の講和体制であるとともに、アメリカにたいする日本の従属的な同盟、核戦争準備と日本人民抑圧と収奪の体制である。

党は、祖国の独立の旗を高くかかげ、サンフランシスコ体制の打破をめざして、祖国復帰のために一貫してサンフランシスコ「平和」条約第三條の撤廃、日米「安全保障」条約破棄、米軍基地撤去、米軍撤退を要求してたたかってきた。

現在、沖縄をふくめて日本を基本的に支配しているのは、アメリカ帝国主義とそれに従属的に同盟関係をむすび、沖縄を売り渡した日本独占資本である。

日本独占資本の従属的軍事同盟を基礎とするアメリカ帝国主義の沖縄統治の本質は、軍事占領支配のもとでの属領化政策のおしつけであり統治の実態は、軍事的植民地的支配である。その軍政の機構は、占領当時の米国軍「政府」から米國「民政府」に名称はかわったが、いぜんとしてその本質は軍事的植民地的支配の軍政機関であり、それはアメリカ占領軍司令部のもとにおかれている軍事占領支配の一機関にすぎない。

アメリカ帝国主義は、沖縄占領と同時に、占領支配の道具としてつくりあげた「諮詢会」を「沖縄民政府」と名称をかえ、それは、「郡島政府」「臨時中央政府」を経て現在の「琉球政府」にいたっているが、その本質は、いぜんとしてアメリカ帝国主義の軍事的植

民地的支配の下請機関であり、占領支配の道具である。

アメリカ占領軍は、「沖縄民政府」時代に「琉球国旗」をつくらせ、「琉球政府」の初期に、「立法院」に「琉球政府行政組織法」の立法化をおしつけ、県民の意志にもとづいて「琉球政府」が生れたものであることを宣言させようとした。党を先頭とする民主勢力はアメリカ帝国主義のこの永久属領化の野望をみぬぎ、この法案を粉碎した。

アメリカは、一九五二年の「米国民政府に関する指令」を廃止して、一九五七年六月、「琉球列島の管理に関する行政命令」を布告した。これはサンフランシスコ「平和」条約第三條にもとづく、アメリカの権力行使として、「合衆国大統領及び合衆国軍隊の総指揮官」のアイゼンハワー大統領によって命令されたものである。高等弁務官制は、これによって「制度化」された。

アメリカ帝国主義は、その軍事的植民地的支配を三権分立と民主主義で偽装するために「立法院」は民選としたが、行政「主席」と司法の判事は実質的に任命制度をとっている。

一九五二年三月、中選挙区制にもとづく第一回「立法院」議員選挙が行なわれた。その結果は、民主勢力が過半数を占め、祖国復帰のたたかいかいにとって有利な条件がつくりだされた。

労働者階級のたちあがり、農民を中心とする土地闘争は「立法院」に反映した。「立法院」はアメリカ帝国主義の意図に反して、しばしば暴露と抵抗の場にかえられた。

朝中国人民の反米救国の英雄的解放闘争に直面して朝鮮にたいする侵略戦争で敗北したアメリカ帝国主義は一九五三年十二月、奄美大島郡民を先頭とする日本人民の領土と主権回復のたたかいの前に議

歩を余儀なくされ、条件つきで奄美大島を日本に返還した。

このことは、一面沖繩核基地の確保をめざすアメリカ帝国主義の沖繩の分離占領支配を一段と強化する目的をもって行なわれたものであった。

アメリカ帝国主義は、それと同時に中選挙区制を廃止して極端に細分化した一人一区の小選挙区制度をうちたて、「立法院」を解散して第二回「立法院」議員の選挙を告示した。

その後行なわれた「立法院」議員選挙の結果が示しているように、この制度は、累民の総意を正しく反映させず、これを押え、買弁的反動派が過半数を占めて植民地的支配の実態を民主主義で偽装する役割を果たし、「主席」と「判事」の実質的任命制度とともにアメリカ帝国主義の植民地的政治支配強化の武器になっている。

一九五四年、アメリカ帝国主義は、労働者、農民の先頭にたち、軍事的植民地的支配をうちやぶり、人民を苛酷な占領支配から解放するために不屈にたたかってきた党と先進的労働者に野蛮な弾圧を加え、多くの党幹部をたい捕殺した。しかし、党は、これに屈せず態勢をととのえて反撃に転じ、ひるむことなくたたかいつづけた。この弾圧は、朝鮮における侵略戦争いらい、沖繩基地を一段と重視したアメリカ占領軍の本格的土地強奪と軍事専制支配を強化する意図をもって行なわれたものである。

アメリカ帝国主義の沖繩経済にたいする植民地的支配は、国家独占資本主義の擄取と収奪の典型である。アメリカ帝国主義の沖繩における最高軍事権力者——高等弁務官は、米国家資本——ガリオア物資の見返り資金——「開発金融公社」と「琉球銀行」を柱に、これと「アメリカス銀行」、「アメリカ銀行」などの米銀行資本を結合し

て沖繩の金融支配をうちたて、さらに「琉球水道公社」と「琉球電力公社」、油脂類の独占販売によって沖繩の全エネルギーを支配し、食糧、貿易を統制管理している。軍事権力者によるこの金融とエネルギー源、食糧、貿易などの掌握支配は、沖繩経済の自主的、平和的發展をさまたげ、沖繩累民は、植民地的経済支配と擄取のものでたえがたい生活を強いられている。

アメリカ帝国主義は、基地の拡張強化と、軍事的植民地的収奪支配政策をすすめるなかで、その手先集団買弁的反動派を意識的に計画的に飼育し、これらを「琉球政府」をはじめ、基幹産業、企業的首脳に配置して占領支配に奉仕させてきた。

アメリカ帝国主義は、一九五八年九月、通貨をドルに切り替え、植民地的経済支配をいちだんと強めるとともに、日本独占資本の投資を促進し、沖繩経済への従属的な協力支配にひきいれる政策を進めている。

対米従属的な国家独占資本主義の特徴をつよめつつある日本独占資本は、アメリカ帝国主義の要請にこたえ、また自己の利益のために沖繩への投融資に積極的に参加し、日本政府の「沖繩援助」と相まって累民の経済生活と全産業にたいする収奪支配の片棒をかついでいる。日本独占資本とその政府は、新「安保」条約の「日米経済協力」のもとで「貿易自由化」をおしつけ、農業「構造改善」、農業の「近代化」政策を沖繩にもちこみ、農民生活と農業を破壊して、さらにアメリカ帝国主義の文化侵略、没落文化の注入、反共宣伝、教育の軍国主義的反動政策、進歩的、民主的文化運動にたいする弾圧政策に全面的に協力している。

このように日本独占資本とその政府は、売国的反動政策によつ

て、沖縄を売り渡していい、政治、経済、社会、文化、教育の各分野で、アメリカの沖縄支配に従属的協力をつけてきた。このように軍事的植民地的支配のもとで、労働者は、植民地的低賃金と劣悪な労働条件、「合理化」と言切り、災害にくるしめられている。基地のために土地を奪われた農民は、さらに米日独占資本の搾取と収奪政策のもとで経営と生活は破壊され、農民その他おびたしい小商品生産者の窮乏化とプロレタリア化は急速に進んでいる。中小企業は、米日独占資本の支配と収奪によって下請化され、没落させられている。失業、半失業群と都市農村の極貧層の存在は恒常化している。知識層の生活もいっそう困難となり、差別と圧迫、たえがたい搾取のもとで青年、婦人の生活と権利の問題も深刻なものとなっている。

これに反して米日独占資本およびひとにぎりの買弁的資本は貪欲な搾取のもとで莫大な富を蓄積し、巨大化している。貧富の差は、いよいよ大きくなり、収奪者と農民大衆の間の矛盾は深まり、対立は激化している。

このような状態は、生活と権利を守る農民各階層の闘争が発展し、祖国復帰、米軍撤退、民主主義、基地撤去をめざす政治闘争と合流し、労働者、農民をはじめ、広範な農民大衆を米日支配層とその手先に反対する祖国復帰民主統一戦線に結集する客観的条件がますますつよまっていることを物語るものである。

新「安保」条約は、アメリカ帝国主義とこれに従属する日本独占資本の侵略的軍事同盟の条約である。それは核基地の確保と占領支配を補強する対外侵略の武器であるとともに沖縄県民をふくめて全日本人民抑圧の武器である。

アメリカ帝国主義のアジア最大のミサイル基地である沖縄基地は、アメリカ帝国主義のアジア侵略の核基地であるとともに日本人民を支配し、収奪し、抑圧する基地である。それは日本本土の核基地化と自衛隊の核武装化を促進するテロ基地であり、東北アジア軍事条約機構のカナメをなす基地である。それはまた日本独占資本の親米、対米従属政権を支え、独立と民主主義、平和のためにたたかっている本土の民主勢力をおさえる憲兵基地である。

沖縄の基地は、かつては朝鮮人民を殺し、山河を破壊する前進基地であった。現在ベトナムの主権をおかし、人民を殺し、山河を焼き、奪う侵略の攻撃、補給基地とされている。

アメリカ帝国主義の沖縄の占領支配の目的は、この基地の確保にある。基地と軍政が不可分といわれている理由はそこにある。いかなる形にせよ「基地と施政権の分離方式」による沖縄返還・祖国復帰は沖縄核基地のいっそうの拡大と強化をねらい、祖国復帰と民主主義、平和をめざす沖縄県民の要求をそらし、日本人民のたたかいを分裂させるために米日支配層からうちだされた戦争と侵略、売国と反動の陰謀である。

アメリカ帝国主義は、基地をつくるために土地を強奪した。数知れない県民を殺傷し、おびたしい財産を破壊した。アメリカ侵略者は、基地確保の名で沖縄県民の民主的権利と政治的自由、人権をふみにじっている。

労働者、農民を先頭とする沖縄県民は、長期にわたるアメリカの苛酷な占領支配のなかで、植民地化反対のたたかい、島ぐるみの土地闘争など基地撤去、米軍撤退のたたかい、祖国復帰、民主主義と政治的自由と人権を守る諸闘争を統一闘争に発展させ、大きく成長

している。

本土における神繩・小笠原返還闘争は、日本の真の独立をかちとり、民主日本、平和と日本建設の民族的なたたかひの一環として位置づけられ、広範な国民の結集をめざして大きく発展している。本土の民主勢力と神繩県民の共闘態勢は強化されつつある。

アジア、アフリカ、ラテン・アメリカにおける反帝、反新旧植民地主義の民族解放闘争はすばらしい前進をつづけている。そのなかで神繩・小笠原返還、神繩基地の撤去と米軍撤退の課題は、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸国民の解放闘争との連帯のたたかひとして発展している。

神繩の祖国復帰を達成し、基地を撤去させ、米軍を一掃することは、党と神繩県民に課された日本国民としての崇高な義務であり、アジアと世界の恒久平和をうちたてる国際連帯の責務である。ベトナム人民の英雄的な抗米救国闘争の勝利的前進が示しているように、国際的な反帝反新旧植民地主義、民族独立と社会進歩をめざすたたかひの発展は、党と県民に祖国復帰と基地撤去を実現してゆくうえでゆるぎない自信と勇氣をこぶしている。

神繩の祖国復帰を達成する道は、この道をとざしているアメリカ帝国主義と日本独占資本および買弁的反動派に反対し、断乎としてサンフランシスコ「平和」条約第三条撤廃、日米「安全保障」条約破棄、サンフランシスコ体制打破の旗を高くかかげてたたかひ、神繩・小笠原返還を要求してたちあがっている本土の民主勢力と手をむすび、祖国の真の独立と、平和、民主日本の建設をめざすたたかひを通して確実に切り開くことができる。

党の当面する中心任務は、アメリカ帝国主義の永久属領化をめざ

す軍事的植民地的支配と日本独占資本とその政府の売国的政治行動、擄取と収奪に反対し、祖国復帰、基地撤去、米軍撤退、民主、平和、大統領行政命令撤廃、日本国憲法の適用、国政参加、生活上のための労働者を先頭とする県民各階層の要求と闘争を発展させることである。日本の真の独立をめざし、神繩・小笠原返還のためたたかっている本土の民主勢力との共闘、世界の反帝、反新旧植民地主義、民族独立のためにたたかっている民主勢力との連帯のたたかひを発展させることである。そのなかで、日本独占資本を目したの同盟者とするアメリカ帝国主義の軍事的植民地的支配とその手先、買弁的反動派に反対する広範な県民大衆を結集する強大な祖国復帰民主統一戦線をつくることである。

すべての県民大衆が、祖国復帰をはじめ、県民の安全と、平和、民主主義と政治的自由および生活上など、その切実な要求を真に実現しようとするれば、どうしてもアメリカ帝国主義とそれに従属的に協力し、加担する日本独占資本の侵略政策と売国政策にもとづく野蛮な支配と対決し、たたかひのはこ先をそれにむけなければならなくなる。したがってアメリカ帝国主義と日本独占資本およびそれらの手先、買弁的資本や特権官僚など、きわめてわずかのひとびとをのぞき、労働者、農民をはじめ広範な県民各階層のひとびとは、自身の利益をまもるためにもまた、民族の利益をまもるためにも一致した立場に立つことができる。祖国復帰民主統一戦線の路線は、そのような考え方から出発しているし、またこの現実が統一戦線をつくり、発展させることができると考える根拠である。

党は、当面する行動綱領の実現をめざし、祖国復帰、民主主義、

平和、生活上のためたたかくなかで、労働組合、農民組合をはじめとする県民各階層の大衆的組織をつくり、米日支配層と其の手先、買弁的反動派および「左」右の分裂主義とたたかひながら民主党派や民主的な人びととの共闘と団結をかため、祖国復帰民主統一戦線をつくりあげる。

祖国復帰民主統一戦線は、労働者階級の指導のもとに、労働者、農民の同盟を基礎とし、そのまわりに勤労市民、知識人、婦人、青年、学生、中小企業家、祖国復帰と民主主義、平和を念願するいっさいの人びとを結集するものである。

統一戦線の結成をめざす統一行動の基本は、県民の統一綱領をもつことである。これは県民各階層の要求を基礎とし、その共通性をみいだして政治的要求にまとめあげることである。この場合、各階層各党派の独自性を尊重し、一致点をみいだす努力を忘れてはならない。統一行動の原則は、祖国復帰民主勢力の力を最大限に結集して、アメリカ帝国主義と、日本独占資本、買弁的反動派にむけて動員することである。

党は、統一行動の基本と原則を堅持し、民主勢力内部の統一をみだし、さまたげるセクト主義、「左」右の分裂主義とは断乎としてたたかひなかくで、いろいろな統一行動を積み重ねてこれを統一戦線にまで高める展望をもって実践にとり組む。

祖国復帰民主統一戦線の発展において決定的条件は、沖縄において、統一戦線政策を一貫して堅持し、そのために私心なく県民大衆の利益に奉仕してたたかひわが党を拡大強化し、その影響力と指導力をつよめ、強大で民主的大衆政党として建設することである。

統一戦線運動のなかでもっとも大切なことは、労働者階級を、党

の祖国復帰の路線と統一戦線思想をもって武装させ、その階級の指導力をつよめることである。それと同時に農民の多数を党の指導のもとに結集して祖国復帰民主統一戦線の基礎をなす労働者農民の階級の同盟を確立することである。

党は、このなかで献身的に県民に奉仕し、県民を政治的に組織的に教育して祖国復帰民主統一戦線の組織性、規律性、戦闘性をうつけ、発展の条件をつくりあげる。

沖縄基地撤去、米軍撤退のたたかひは、日本の真の独立を達成するたたかひであり、アジアの平和をかちとる連帯のたたかひである。それはまた、アメリカ帝国主義を先頭とする東北アジア軍事条約機構のカナメをつきやぶるたたかひのきわめて重要な一翼をなすたたかひである。沖縄県民をふくめて日本人民の沖縄・小笠原返還のたたかひと基地撤去、米軍撤退のたたかひは不可分にむすびつき、独立、民主、平和と日本建設のたたかひのなかで統一されていく。

それは、さらにアメリカ帝国主義の軍事占領支配の目的を粉砕するたたかひであり、県民の切実な要求である無条件祖国復帰をかちとるたたかひの根幹をなすものである。党を先頭とする祖国復帰民主統一戦線勢力が強大となり、基地撤去、米軍撤退のねばり強い統一闘争を展開するならば基地の確保は困難となり、占領支配に致命的打撃を与えて無条件祖国復帰の具体的条件をつくりあげることができる。

県民の参政権をかちとることは、祖国復帰を実現するうえできわめて重要な課題である。沖縄県民は日本国民である。当然のことながら日本国会に県民代表をおくりこむことは、沖縄県民の国民的権利である。

沖縄県民が選挙権と被選挙権を行使して国政参加の権利をたたかいることは、独立、民主、平和と日本建設という民族課題の達成をめざす祖国復帰の道を切り開くうえで有利な条件となる。

「立法院」は、アメリカ帝国主義の軍事的植民地的支配機構の一部である。それは「行政」主席の任命制と異なり、「民選」機関としての民主的側面をもっている。民主的側面にげんわくされて、「立法院」議員選挙をとおして、「政権」をにぎることができるといふ考え方が民主勢力内部にもある。これはあやまりである。しかし、党を先頭とする祖国復帰民主統一戦線勢力が積極的に「立法院」議会に議席をしめ、院内外の大衆闘争とむすびついてたたくことは重要である。「立法院」議会に党を先頭とする統一戦線勢力が過半数を占めるならば、立法院を占領支配の道具から、県民のたたかしの場にかえ、侵略者と死闘反動に大きい打撃を与えることができる。それはまた、「主席」公選を達成し、政治的自由と民主主義をもちとるための重要な条件となり、基地を撤去させ、主権を回復するたたかいを大きく前進させる有利な条件をつくるものである。

「主席」公選の達成は、それ自体党と県民が要求している沖縄県知事の実現ではない。日本独占資本の従属的同盟のもとで、沖縄の全支配権力を握っているアメリカ帝国主義の占領支配のワケ内で統一戦線勢力が勝利して公選「主席」を実現することはできて、真の国民主権下における沖縄県知事とはなりえないからである。しかし、「主席」公選をわが党を先頭とする統一戦線勢力によってたたかいたことは、民主主義で偽装された「琉球政府」の本質をあらわし、占領支配に打撃を与え、祖国復帰の有利な条件をつくりあげてその達成を促進するであろう。

沖縄の市町村自治体は、戦後サンフランシスコ体制のもとで、米日独占資本の支配と収奪の下部機関とされ、米国「民政府」と「琉球政府」を上部とする軍事占領支配機構の土台として強化されてきた。今日、市町村自治体は、「琉球政府」のものでひきつづき米日独占資本の支配と収奪の下部機関とされ、市町村自治体にたいする財政的貧困政策や「補助金」制度、植民地的収奪課税や土地強奪政策などの手先として利用され、そのほとんどが買弁的反動の影響下におかれて、米日反動の沖縄支配の重要な支柱となっている。市町村自治体の首長とその議会が住民の直接選挙によって選ばれる民主的側面を重視し、党と県民の立場からこれを有利に生かし、最大限に活用することによって、市町村民の生活と権利をまもり、市町村自治体の自主的民主的發展のためにたたかうことは重要である。

わが党を先頭とする民主勢力が、住民のたたかいと統一行動に依拠して、市町村議会で絶対多数を獲得し、その首長をにぎるならば、買弁的反動派を孤立させ、米日支配層に打撃を与えて、住民の利益をまもり、市町村の自主的民主的發展の土台をきずき、祖国復帰民主統一戦線の結成と強化にとって有利な条件となる。

党は、このような有利な条件をつくるために奮闘する。

わが党の提唱する祖国復帰民主統一戦線は、アメリカ帝国主義と日本独占資本に反対し、独立、民主、平和と日本建設をめざしてたたく日本統一戦線勢力の不可欠の一翼をなすものである。

この統一戦線勢力が不敗に結合し、合流して巨大な国民的政治勢力に発展し、米日支配層に致命的打撃を加えるはげしい統一闘争の過程において、はじめてサンフランシスコ「平和」条約第三条の撤廃と日米「安全保障」条約破棄による沖縄の無条件祖国復帰は達成

される。

党は、この展望にたち、沖縄県民の切実な要求である祖国復帰、民主主義、基地のない、米軍のいない平和な人間らしい生活条件をかちとるために、私心なく県民の利益に奉仕し、いかなる強圧にも屈せず、圧迫をはねかえしてたたかいつづけた党の輝やかしい伝統をまもり、これをさらに発展させる。

党の当面の行動綱領はつぎのとおりである。

一、党は、サンフランシスコ「平和」条約第三条の撤廃と祖国復帰、サンフランシスコ体制打破のためにたたかう。

二、党は、日米「安全保障」条約の破棄、全アメリカ軍の撤退と沖縄の原水爆基地をふくむすべての軍事基地の掃蕩のためにたたかう。また、沖縄からのアメリカ軍のいっさいの軍事行動、侵略戦争準備、原子戦争準備に反対する。

三、党は、アメリカの属領化に反対し、おかされている民族主権回復のため日本国憲法と民主的法律の沖縄への適用、本土沖縄間の渡航の自由、公職選挙法の適用による国政参加を要求してたたかう。ドル通貨の日本円への切替えのためにたたかう。

四、党は、核兵器の製造、貯蔵、実験、使用の全面禁止と沖縄をふくめた太平洋非核武装地帯設置を要求し、全般的軍縮のためにたたかう。

五、党は、憲法改悪と日本の軍国主義復活およびいっさいの軍事同盟に反対し、平和共存、すべての国との友好関係の樹立、平和五原則にもとづく日本の中立化政策を要求してたたかうとともに、本土の民主勢力と共闘をくんでたたかう。

六、党は、平和、民主主義、社会主義のために努力している世界

の人民、とくに民族解放のためにたたかっている世界の人民と手をつなぎ、世界のあらゆる反帝国主義、反植民地主義運動と連帯してたたかう。

七、党は、沖縄の永久属領化を意図する経済「援助」に反対し、日本政府にたいしては国家経費の全額負担と沖縄に主権がおよぶ財政支出を要求し、また、「沖縄復興特別措置法」の制定にもとづく戦災復興ならびに国土開発を要求してたたかう。アメリカ政府にたいしては、軍事的植民地支配にもとづいて加えられたいっさいの損害にたいする賠償、国固有地の開放と、それらによる収奪を県民の手にとりもどすためにたたかう。

八、党は、アメリカの軍事的植民地的支配のためのいっさいの制度に反対し、大統領行政命令をはじめ、すべての布告、布令と充肉的で反動的な諸法令の撤廃を要求し、県民の政治的自由と民主主義をかちとるためにたたかう。また、県民の民主的権利をうばいさるうとするすべての反動的くわだてに反対してたたかう。

九、党は、属領国家的「琉球政府」と「行政主席」の「立法院による選挙制」、任命制、その他公選を拒否するいかなる制度にも反対し、沖縄県の復活と知事の直接公選の実現のためにたたかう。

一〇、党は、高等弁務官と「行政主席」のいっさいの拒否権に反対してたたかう。「立法院」の小選挙区制の廃止と大選挙区制を要求してたたかう。また、日米両政府の支出金の全額「琉球政府」予算への組み入れとそれにたいするひもつきの廃止を要求してたたかう。

一一、党は、基本的人権を侵害する集刑刑法その他の法令の撤廃と、思想、信仰、性、人種などによる差別待遇に反対し、言論、出版、集会、結社、思想、示威行進の自由のためにたたかう。

一、二、党は、市町村自治体にたいする高等弁務官と「琉球政府」の干渉、圧迫に反対し、市町村自治体の自主性の確立と民主的発展のためにたたかう。

一三、党は、市町村自治体の貧困財政を打開するため、市町村交付税の大はばな増額と「琉球政府」偏重の税制の改革を要求し、市町村自治体の国庫的事務、事業費の負担を日本政府と「琉球政府」に要求してたたかう。また、高等弁務官資金による市町村自治体にたいする支配を排除し、高等弁務官資金を「琉球政府」予算に組み入れることを要求してたたかう。

一四、党は、労働者、農民その他勤労大衆に加えられている搾取と収奪に反対し、低賃金制を打破し、失業、半失業者に適切な仕事の保障を、学校卒業者に就職の機会均等を要求してたたかう。

一五、党は、労働者の団結権、罷業権、団体交渉権を確保し、「合理化」、首切り、低賃金、労働強化に反対し、賃金の大はば引き上げ、同一労働同一賃金を要求し、最低賃金制と週四十時間労働制、その他労働者の生活と権利を保障する労働立法のためにたたかう。

一六、党はアメリカ軍の差別雇用、強制労働に反対してたたかう。

一七、党は、アメリカ軍の土地強奪と演習に反対し、土地の返還を要求し、その損害の賠償と復元を要求してたたかう。

一八、党は、勤労農民の土地をうばい、経営を犠牲にする売国的反動的農業政策と独占物価に反対し、日本政府負担による開拓、干拓、土地改良、国庫有地の農民への払い下げ、営農資金およびききあう農産物価格を要求し、農業災害対策立法と農業協同組合の民主化のためにたたかう。とくに農村労働者と貧農のために土地と仕事と賃金を要求してたたかう。

一九、党は、農漁民を圧迫する農産物、水産物およびその加工品の輸入、農業機械器具、農薬、肥料などの独占的販売に反対し、農、畜産業、漁業の自主的発展のためにたたかう。

二〇、党は、漁民の生活、漁業条件の改善のため、アメリカ軍の漁場制限、演習による漁業権の侵害に反対し、その損害賠償を要求し、独占資本の圧迫の排除、漁業協同組合の民主化、資金、資材などの獲得のためにたたかう。とくに漁業労働者のために仕事と賃金を要求してたたかう。

二一、党は、米日独占資本の圧迫と金融機関の差別融資に反対する中小零細企業を支持してたたかう。

二二、党は、手工業者、自営業者、自由業者など勤労市民の営業ならびに生活と権利をまもるためにたたかう。

二三、党は、知識人の生活を擁護し、研究、文化活動の自由が圧迫され、制限されている状態を打開するためにたたかう。

二四、党は、婦人の労働および社会生活におけるいつさいの不平等に反対し、婦人の民主的権利の拡大と地位の向上とともに母親にたいする援助と保護の日本政府、「琉球政府」による保障、児童の福祉と健康管理のための社会施設の完備のためにたたかう。

二五、党は、青少年、学生の民主的組織と活動の自由、勉学、体育、文化活動、リクリエーションなどの設備や条件などの大はばな改善を要求し、青年への不当な差別賃金に反対し、社会生活における地位の向上のためにたたかう。

二六、党は、県民各階層の生活をおびやかす物価値上げに反対し、公共料金の適正な規正と独占物価の引き下げのためにたたかう。

二七、党は、属領国家的重税と植民地的租税制度に反対し、民主的

租税制度の確立、合理的累進課税、徴税の民主化のためにたたかう。

二八、党は、社会保障に関する日本の民主的諸制度の沖縄への適用のためにたたかい、農民各階層の社会的貧困と失業、病氣その他身体障害者、老人などのための総合的な社会保障制度の確立のためにたたかう。

二九、党は、民族文化遺産の破壊とアメリカ的遅滞文化の注入に反対し、文化遺産を擁護し、教育、文化、技術、芸術などの民主的発展、思想と表現の自由のためにたたかう。

三〇、党は、教育の中央集権的文教政策と教育にたいするアメリカの干渉、支配ならびに日本の軍国主義的反動教育の注入に反対し、民族の独立と平和を守る日本国民としての教育を実施する民主的教育制度と諸条件の確立、学問の自由、大学の自治、教育の機会均等のためにたたかう。また、教育の名のもとにおこなう不当な寄附金、負担金徴集に反対し、義務教育費は全額日本政府に支出させ、本土・沖縄間の教育の自主的民主的交流のためにたたかう。

三一、党は、アメリカの金融資本を中心とする経済の軍事的植民地的支配に反対し、日本政府に、軍事基地撤去を前提とする自主的平和的経済開発と基地労働者の平和産業への就職の保障を要求してたたかう。また、アメリカ帝国主義の金融支配と貿易管理に反対し、とくに本土との他県なみ移出入の自由のためにたたかう。またアメリカ国家独占資本がにぎっているすべての公共企業への独占に反対し、それらの民移管のためにたたかう。

三二、党は、米日独占資本に奉仕する貿易・為替の「自由化」に反対し、労働者農民勤労市民、中小企業者などの利益を擁護するためにたたかう。

V 沖縄社会大衆党

一九六九年運動要綱

一九六九年四月一三日

第一章 沖縄をめぐる新情勢

一、対内情勢（沖縄、安保の年）

他国の領土と国民を四分の一世紀にもわたって支配するということとはどんな理由、口実があるにせよ、近代国際政治にあって許されないことである。

一九六七年十一月、佐藤・ジョンソン会談の共同声明の中で表明された沖縄問題に関しては、国民世論の強い批判をあげ、国会においても激しく論議され、その解決は日米間の重大課題となった。

加えて安保条約の改廃期を前にして今年は「沖縄、安保の年」と云われているが、国家の将来にかかわるこの二つの重大課題に対し

未だ世論の統一を見ず、政府及び与、野党間に根本的な対立があることは遺憾である。即ち要約すると沖縄の返還については一致しながら、(一)返還に当って日本の安全保障と関連づけて、安保の果す役割を高く評価してその存続と沖縄基地の重要性を強調して何等かの条件を附さなければ解決はむづかしいとの考え、逆に、(二)沖縄基地の存在が施政権返還を妨げ、安保は日本の独立と平和を阻害するものであり、憲法違反であるとして基地の撤廃と安保廃棄を主張し、沖縄返還を安保廃棄の突破口として闘いとうろうとし、更に一方においては、(三)現行安保は米国防属で米軍の常時駐留は憲法違反である。締結当時の事情はとにかくとして現在は事情が異なる。廃止を目ざして改定、段階的に解消、沖縄基地は本土並みとする三論に大別される。佐藤総理は安全保障の立場から安保は存続、沖縄基地の態様については白紙論を繰返している。外交問題で国論が分裂することは外交政治力を弱める。政府並びに与野党が真に国の将来を思い、沖縄の施政権分離と沖縄を米国の軍事目的のために利用せしめている不当な現状に責任を感じ、領土と国民を回復することを真剣に考えているのであったら、党利党略を越え、かつ、他国の意向に追従することなく、平和憲法を堅持する独立国の威信と自主的立場に立って統一した政治力を発揮して当るべきである。現実を無視せず、現実には流されず、論争のための論争に終らず速かに問題解決に当らなければならない。

二、対外情勢

自国の安全を考えない無責任な政治はなく、また他国の動向情勢が自国の安全に影響することを否定するものでない。従って国際情

勢上日本の安全を考えなければならぬと主張することは、いかにも政治責任者として尤もらしく聞えるが他国の動向に引きづられることなく、自主性を堅持する政治信念と街を自国に及ばさないよう平和友好手段を講ずる政治力を発揮することが真に責任ある政治家のとるべき姿勢である。

沖縄をめぐる極東の情勢は果して日本の安全を脅かす状況にあるだろうか。

(1)ベトナム問題 ベトナム戦争は昨年三月、ジョンソン大統領のベトナムと平和の提案を契機として和平の動きを見せている。十一月の北爆停止、最近には、南、北ベトナムと解放戦線を加えての拡大バリ会議の開催となつてその成果が期待されている。前途は必ずしも楽観を許さないが、逆戻りするとは考えられず和平への道は開かれていく。それにもかかわらずB52爆撃機は毎日のように嘉手納基地から出撃している。米国の見方からすれば、極東の不安は去っていないのであろう。このような情勢をとらえ、米国の見方に同調して、日本に対する脅威や緊張を考え、その前提に立って安全保障や沖縄返還を考えるのであったら何時になつても問題の抜本的解決はあり得ない。

(2)米、中、ソの動き ソ連は米國との平和共存の線を維持しつつ中共には対決の姿勢を示し、最近は國境において兩國間の武力衝突さえ起っている。米國は彼等の自負するアジアにおける警察的役目から一歩後退せざるを得なくなつた。米國は国内事情もあつて中共関係の打開につとめるであらうし、中共も対ソ関係の影響もあつて対米姿勢を変えざるを得ないであらう。ベトナム戦争に見られるような武力抗争は起らないが、思想的立場や経済的立場から進出を目

指してそれぞれ積極的な動きを見せている。このような情勢下において日本が米国の軍事力をバックとし、その後塵を拜してアジアに臨むならば、アジア諸国における経済提携の場をせばめ、市場を失い、侮を長く残すことになる。軍事力によって日本の安全保障を考へなければならぬ情勢は存せず、経済的立場を主体として考へなければならぬ事態にある。

⑧朝鮮問題 注目されるのは南北朝鮮の動きである。ソ連や中共が北朝鮮に対していかに具体的に強らさかけるか予想できないがそれほど積極的に介入することは考えられない。ところがベトナム和平の動きの中にプエブロ号事件が起り、B52爆撃機はそれ以来沖縄飛来が激しくなり、われわれに一層の不安と緊張感を与えた。最近においては、沖縄を中継地とする大規模な空輸演習が行われた。しかし朝鮮の問題は朝鮮人民の統一の抗争であり他国が干渉すべきものではない。日本に影響するとせば米韓相互援助条約により、米國が軍事介入し沖縄基地がこれに利用されることよって起る。その際、安保条約によつて米國と結ばれている日本は火中の栗を拾うことになりかねない。沖縄返還問題について韓国が現状維持を米韓国防会議に提案すると報ぜられていることは沖縄基地が韓国の政治的軍事的立場から重要な役割を負わされていることを物語る。沖縄基地が他國の安全保障や軍事目的のために利用されていることが日本の安全のためにも必要と政府が考えるのであつたら、日本国民の意思とはかかわりなく、政府の行為によつて場合によつては国民を戦争の渦中に投ずる危険にさらし國策を誤るものである。

三、沖縄の施政権返還と安全保障

「沖縄、安保の年」といわれる政情は結局、沖縄の施政権返還と、安保の存否に関するものであるが佐藤自民党政府はその何れに對しても安全保障上の必要性を前提として考へている。前項でのべた情勢は日本に對し侵害や武力行使の可能性、つまり脅威の存在を否定するものである。われわれが恐れるのは安保条約の相互國米國は対韓、對華、對比等の相互援助条約によつて軍事的に結ばれて居り、ベトナム戦争に見られるように条約を楯に南北朝鮮の統一への抗争に米國が介入した場合、沖縄が現状のままおかれ、或は米國の自由使用を容認して施政権が返還された場合には沖縄がこれらの武力紛争に直結することによつてパイプは日本に通じ、日本の安全に直接影響することになる。かくして沖縄が無条件に全面返還されない限り安保条約は日本防衛の爲めに存在するものでなく、他國の事情や米國の軍事政策に左右されて日本の安全を阻害することになる。

國家間に利害の対立や紛争の起ることは免れないことであるにしても、その解決は政治力によるべきで武力によつて為さるべきでない。日本國憲法第九条は「國権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は國際紛争を解決する手段としては永久に放棄する」と明示している。この精神を事実をもって示すことが世界の信を得、相提携して平和共存の道を開くものである。日本は過去において軍事力を誇り、その威力をバックに國威の宣揚をはかり、そのために好戦國、侵略國として汚名を着せられたあげく敗戦の惨禍を味つた。もし今日、日本が安全保障を名として何等かの形で軍事力を持ち或はこれを強化すれば過去の日本の行動に鑑み、世界は疑惑をもって見るであらう。自ら戦力を持たずとも米國の軍事力にかくれ

て、米国の意思——その米国の意思は更に他の軍事同盟国の意思によつて動かされることになれば世界に誇る戦争否定の平和憲法は何等の権威もなく諸国の信頼をなくし友好関係を樹立することはできなくなる。

本来軍備競争によつては平和は達成できない。そこには常に仮想敵国が存在する。その国はまた対抗的に武力を強化し限りなく拡大発展する軍備や武力の存在が戦争の抑止力となるとか力の均衡によつて平和は維持されるといふことは武力抗争の過去の歴史が否定する。いかなる程度の軍事力をもてば絶対に侵略を受けず安全であるとの保証はない。剣を持つ者は剣で滅ぶと聖者はいまして、武力は絶対的力をもつものではない。米國が五十余万の兵力、軍事力において米國に比較にならないベトナムに侵入し、四年余にわたつて戦いながらも遂に征服出来なかつたのは何故であろうか。民族の抵抗、世界の世論は武力を制するものである。

日本の安全は日本国憲法の精神に則り、諸国の信頼を受け、平和を希求する人類の願望にそつ行動をすることによつて達成されるものであつて、武力によつて保証されるものでない。そして自らの国土沖繩を米國の軍事支配にゆだね、自由に戦争行動に使用されていることが最も禍の根源を為すものである。國際的紛争は民族分離の事態に大きく原因することを思うとき、現在の沖繩の不自然な地位の継続こそ、紛争の原因となり、日本に対する非難の原因ともなる。民族分離は世界平和と國際正義、世界秩序に対する反逆である。われわれが沖繩の即時無条件全面返還を要求するのは力の支配から法（道理）の支配する世界を念願し、日本国憲法前文に示す「日本國民は國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成

することを誓ふ」との精神に立つものである。何れの國の時の権力者とも雖も眞理に刃向うことはできない。軍事力依存による力の政治をもつて國の安全を圖らんとする者は政治家として政治力の欠如を自認するものである。

四、三大選挙における革新の勝利

一九五二年琉球政府設立以来、米國が担みつづけてきた行政主席の公選は、昨年、遂に県民の多年の闘いの結果実現した。保守勢力によつて造成された特権政治、隸屬政治は腐敗政治にまで発展したが、県民の冷厳な審判は屋良革新主席を誕生させた。多年権力によつて培われ現実にその支配下にあり、かつ日本の政權を握っている佐藤自民党が、恐らく本土の地方選挙に嘗てないであろう物心両面の積極的協力援助をしたにかかわらず自民党は三一、四三一票の大差で敗北した。同時に行われた立法議院の総選挙は全選挙区において争われ、総投票数において一七、七九四票の差で革新が勝利しながら小選挙区制の弊害を如実に示し議席数は保守をして過半数を占めさせた。ついで行われた那覇市町選挙は、票の大差をもつてわが党の平良良松候補が圧勝し、結局三大選挙を通じて革新勢力は勝利した。このことは異民族支配下における民意の表明として施政権者米國も、本土政府及びその与党自民党も謙虚に反省すべきである。本土革新各政党諸民主団体も革新共闘の勝利のために積極的な協力をしたが、本土において野党革新勢力はまだ保守政權を倒すまでに至つてない現状において沖繩における三大選挙の勝利は本土における今後の闘いにおいて考えさせられるものがあると思ふ。沖繩返還問題であれ、安保存続の問題であれ、選挙を通じて本土革新勢力が

勝利し政権が交替すれば直ちに解決されるものであると信ずる。われわれは本土においてそのような政治勢力が国民の意思によって生み出されることを願うものである。

三大選挙の勝利は直接には革新三政党が国民党を越えて統一綱領の下に團結した結果であり、労働組合その他民主団体が密接な共同態勢をととのえたことに大きな原因があった。もし、各党がそれぞれ立場を固執し、分裂した闘いを進めていたならばこのような成果をあげることは困難であらう。選挙は勝利し、屋良革新主席は誕生した。その意義は大きい。然しそれで終ったのではない。革新施政を成功せしめることにより重大な意義がある。多年にわたって歪められ、培われたひびきを是正することは容易でない。一挙に改められるものもあるとともにより多くの問題は時をかさねばならない。改革に伴う一時的混乱も覚悟しなければならぬ。保守勢力の攻勢をはね返し国民の理解と協力をより一層堅める必要がある。これらの困難な改革の道を切り開いていく為めには選挙に共闘した、われわれはこれまで野党として批判的立場を主体としたのと違って現実の政治行政担当の責任者たる自覚をもって屋良施政を推進しなければならない。三政党はそれぞれ違った性格、政策をもっている。これをいかに与党としての施政を強力に進めるか。そこにも配慮が必要である。現に二・四・七・八回選についてわれわれは他党と行動を別にし回避の線をとった。それは互に批難しあうべきものでなく又三派の共闘に水を差すものであってはならない。

五、経済情勢

最近の沖縄経済活動は鈍化し、いわゆる不況ムードがただよっている。しかしそのことが政権交替に原因するかの如くいわれ、責任を現政府に転嫁しようとする動きのあることは物の本質を見失って対策をあやまる結果になることを警戒すべきである。本来経済の消長、景気不景気は突然異変的に起るものではなく、その要因は過去に発し、逐次馴致され積み重ねられた結果として現われるものである。またその要因は単一でなく、いくつかの要因が相互に関連し、或いは連鎖作用を起して拡大されてくるものである。さらに沖縄経済の実態、即ちその構造基盤は通常のそれと異って外生的他律的要因に動かされる不安定な要素を本質的にもっている。いわゆる基地経済といわれ、米国防策の動向、軍需の消長に多くの比重がかかって居り、その依存度が高ければ高い程、影響する所も大きい。それが、また、経済人の依存心を助長し、自助自立の精神を失わしめられる結果となっている。いわゆる経済活動の鈍化、不況の原因、兆候は既に昨年初頃から顕著にあらわれたものであり、否むしる基地経済の本質上初めから内在したものとみるべきである。軍工事の完成、ベトナム戦争の動向、米国のドル防衛策等最近において直接間接に沖縄経済の悪条件として現れてきた。従来から政府も経済人も何時かは来るであろうこの事態に対処し、根本的な体質的改善と方策と努力がなされるべきであったが、目前の安易と自己本位の情性に流されてきた。ところが、施政権返還が時の問題となって、具体化の事態に直面したため、経済人の不安な思惑が各方面に作用して経済鈍化の直接的原因ともなったのである。政権交替とともに公にされた税収の大幅な見直しがあり、政府事業費支出の一時的停止が建設業界等に響き、経済不況の一因となったであろうが、税収落ちこみ

は既に本年度予算成立直後の昨年八月、主税当局は千四百余万弗の減を企画局に通報し、時の政府予算部当局は事業執行の二十%保留を各局に指示している。主席選挙に及ぼす影響を考えて前政府はこれを秘していたものであり、前政府の放漫な行政運営の具体的あらわれである。現政府がこれに対する対策を講ずるため、一時事業費支出を手控えたことは止むを得なかったが、時期的に悪く、不利な条件が重なって、結果的には不況につながる原因ともなった。しかし政府は財源を他に求め事業分量の減縮をさける対策を講じ、事業費支出を積極的に進めているのでその要因は除去されて経済界を刺激し経済鈍化はある程度緩和される。しかしこれはあくまで応急の処理であり、根本的には長期対策を立て、冲福経済の内臓する体質改善、経済機構のもつ他律的要素から来る不健全、不安定を是正しなければならぬ。それには、施政権返還の具体化を前提とし軍事経済からの脱皮を目ざすのであるから当然本土政府の責任における協力を要する。日政援助の増額、観光収入の増加、すでに第一歩として本土米の供与等不況打開の道は開かれつつある。これら政府の施策と相まって経済人はもちろん一般住民が敗北感にとらわれず、心理的に萎縮することなく、政府施策と相まって独自の計画力を發揮し、自信をもって乗り切る強い意思が必要であり、党も活発な啓蒙活動を展開することが要求される。

第二章 党活動の基本線

内外の新しい政治情勢に対処して、われわれは、本年の党活動の基本線を次の四点におく。

一、施政権の即時無条件全面返還をかちとるために、国論の統一と結集を図る。

このことは三大選挙によって府民の絶対的支持を受けた基本線であり、一貫してより強力に推進しなければならぬ。党の綱領第一はこのことを示し、立憲以来祖国復帰を目標として闘って来た精神もそこに集約される。今や単に復帰をかちとるための闘いでなく、これを具体化しそれに備えなければならない時機にきている。しかし一面において核付き或は米国の自由使用を強める等何等かの条件の下に返還をはかろうとする動向の窺われるものもあるし、経済的理由によってその実現にブレーキをかける動きもある。従ってわれわれは一層強力な運動を展開して施政権返還に関する方針と軍事基地の処理についての国論の統一をはかり、力の結集をはからなければならぬ。基本的考えは一九五七年八月二十四日中央委員会において表明し昨年の大会において明らかにした(別紙参照——略)。前回の佐藤・ジョンソン会談において小笠原の即時返還の合意が為され、復帰は実現したが、冲福については米国の軍事基地が日本及び極東の自由諸国の安全保障に重要な役割を果していることを考慮して検討するというところで返還時期を明らかにすることを体よく避けてしまった。しかし今日、もはやそれは許されなくなった。施政権返還の具体化については真先にその時期が明らかにされなければならない。返還時が明確化されるとともに、諸制度、経済機構その他施政権返還に伴う具体的措置を講ずる高度の政治機關を設け、返還期までには円滑に移行の体制を整えなければならない。われわれは一九六〇年第一三回党大会において既に復帰の具体化を目的とする

「日米合同委員会」を東京に設置することを政策として掲げその実現を要求したが日の目を見ずに今日に至っている。

施政権返還に関連し問題となつてゐるのは基地の態様と安保の問題である。基地問題、われわれは従来沖縄基地は平和条約第三条後段の米國が行政立法司法の三権を有するといふ条項からは日本の国土内に現状のような軍事基地設定の合法性は生れないと主張してきた。現状は軍事占領以来の力の支配による既成事実として存続するものである。従つてわれわれは根本的には反対であり撤廃されるべきものであるとの見解に立つものである。ただ現時点において本土にも安保条約による基地があり、その限りにおいては基地撤廃を打ちとらなければ復帰はできないとは考へてゐない。基地撤廃は本土の基地を含めて打ちとらるべきで、その撤廃前においても復帰を実現せしめなければならぬ。そのことは基地を容認することを意味するものでない。然し現実には米國が沖縄を返そうとしないのは基地の保持とその利用にある。基地と施政権の分離を不可分のものとしてこれに固執しかつ現にB52爆撃機が常駐出撃し、反戦平和と、施政権返還の要求を達成するためはその妨げとなつてゐる基地の撤廃にまで闘いを進めなければならぬ。基地撤去の主張も高まりつつあるのも当然である。この情勢は日米両國政府が沖縄基地の重要役割を理由に返還の実現を阻んでゐることによる必然的反響であることを銘記すべきである。然しながらわれわれの闘いはあくまで復帰が主体であり、従つて基地撤廃に重点がおかれ、その闘いの中に復帰の闘いが埋没して、目標がすり替えられることがあってはならない。われわれは復帰運動はあくまで民族的の大衆運動として進めなければならないと考へる。復帰の闘いが階級闘争にな

りがちな基地撤廃闘争となれば民族的統一と団結を分裂させる可能性もあることを警戒しなければならぬ。

安保問題 現行の安保条約による日本の安保体制は安全を保障するものでなく憲法に反し、真に日本の独立と平和を達成するものでないことは前にのべた通りである。従つて最終的には廃棄されるべきであり、われわれは現安保体制に反対するものである。然しわれわれの反対にかかわらず、安保は少くとも来年六月までは存在する。安保の存在いかんにかかわらず復帰は達成しなければならず安保の廃棄が復帰の前提をなすものでない。安保が仮りに廃棄されて、沖縄がそのまま取り残される可能性もないとは限らない。しかし安保を廃棄するだけの本土の政治勢力となれば当然その政治力は沖縄返還にまで及ぶであろう。一九七〇年六月の安保改廃期をひかえ沖縄返還問題と結びついて論争が激化しつつある。佐藤自民党政府は沖縄返還を安保条約維持を前提とし、或はその代償として処理しようとし一方と対決する安保廃棄の主張はその突破口として沖縄返還を闘いとうとしてゐる。何れも安保存廃の闘いの一環として関連づけてゐる。沖縄返還問題がこのように利用されることはわれわれの即時無条件全面返還の要求が安保存廃論争に主体がすりかえられ、そらされるおそれもある。

われわれは安保体制に反対し、日本国民として安保廃棄を目標とするが、現在われわれは安保の適用外におかれ、次元の異なる立場におかれてゐる。従つてわれわれの闘いは施政権返還を主体とし安保廃棄のために復帰の闘いを埋没せしめてはならない。

二、国政参加の年内実現を期す

国政に参加することは国民の基本的権利である。然るに過去二十四年の長期にわたってわれわれ沖繩県民のその権利は無視されてきた。日本国民である沖繩県民が日本の国政に参加出来ないということは単に沖繩県民の不幸であるばかりでなく日本国憲法の精神にもとるものである。党は十数年來国政参加の実現を機会ある毎に強調し関係方面に強く訴えてきた。二回にわたって安里委員長を参議院議員全国区から立候補させたのも県民の国政参加への道を切開せんがためであった。立法院は過去六回にわたって全会一致の決議を以って沖繩県民の国政参加を強く本土政府に訴えてきた。県民の切なる要求にこたえて最近沖繩県民の国政参加について日米両国政府間にその実現への合意に達したとのことであるが、日本国会における論争からみるとその実現は必ずしも樂觀を許さない。

本土政府予算から沖繩への財政支出が逐年増加されるようになってきた。特に最近沖繩問題がいよいよ日米両国間の重要問題となってきたので沖繩県民の国政参加の実現は急を要することとなった。国政参加である以上各都道府県から選挙される国会議員とわれわれ沖繩県民が選出する国会議員との間に資格権限に差があつてはならぬことは当然である。資格権限に制約をつけることは沖繩に対する従来の差別をより拡大するばかりでなく日本国憲法の精神に反するものである。

われわれは沖繩県民に国政参加の権利を復活させることは日本国会当然の責務でありそのことが憲法の精神を遵守する第一歩であると確信し年内実現を目指して強くその実現を推進する。

三、屋良革新主席の施政を支援し、その施政に誤りなからしめ、

強力に推進する。

革新主席をかちとるために野党三派は共闘した。従って与党としての立場からその施政に連帯の責任を果さねばならない。しかし選挙における共闘とは違つて支障の伴うことも予想しなければならぬ。われわれは次の基本線にそつて与党としての党活動を推進する。

(1) 行政主席は立法院議員同様、直接選挙されたものである。従つて主席は行政権者として直接県民に責任を負うている。選挙に際して公約した統一綱領の基本線に反しない限り、行政主席の自主性を尊重し、信頼し、行政能力を充分に發揮せしめるよう支援する。

(2) 相互の意思の疎通をはかり、政策上の連繫を密にする。

(3) 施策が大衆に充分理解され、その支持の下に議政の刷新が行われるよう、大衆への働きかけと、教宣活動を党活動の中にとり入れ、積極的に推進する。

四、経済安定と発展への基礎づくり

主席公選は施政権の即時返還を主体とする革新と、返還が経済に影響するとしてイモとハダシ論にまで発展させた保守との対決であった。革新の勝利後伝えられる経済不況が政権交替によるものでないことは前章でのべた。しかし、その原因が長い間政治責任を担当した前政府の時に起つたとは云え、現政府はこの悪条件、不利な事態を打開して経済の安定を図り、進んで施政権返還に伴い経済基盤の移行を混乱なく完成せしめる基礎を確立しなければならない。よつてわれわれは次の基本線にそつて経済施策を進める。

(1) 政府の均衡財政を積極財政に切り替え公共事業投資の拡大と完全実施をはかる。

沖繩経済は政府の施策以外の要因に左右されること大きく、かつ、基地依存とドル支配を受け政府の金融政策によって景気操作が為されない経済構造の中にあるが政府の事業費支出の増大は経済界を活発ならしめるために大きな役割をするものである。

従来米政府の意図するいわゆる健全財政が経済開発と建設的施策を消極化せしめそれがひいては米国依存を助長し、自助自立的の道を塞いできた。建設途上においては一時的赤字財政をおそれることなく、確たる見通しの下に積極的にとりくみ、政府需要の増加と政府事業の全面実施をはかることが必要である。その資金源は主として他府県同様本土政府資金に求め、利子補給等、行政分離した沖繩の立場から本土都道府県以上の援助措置を実現する。

(2) 日本経済の一環として、かつ沖繩の地理的、歴史的條件に立つて、長期的展望による総合経済開発計画を樹立しこれを推進する。干拓埋立農地改革、治山治水並びに港湾施設の拡充等為さるべくして為されてなかった。これ等事業施策に要する財政支出は基地収入以上に及び、かつ、平和産業への基礎をつくり経済発展をもたらず。資源がないのでなくこれを開発し、利用する構想と能力に欠けるものがあったことを思うべきである。

(3) 公共金融機関の本土との直結により、農漁民、中小企業者に対する金融の道を大幅に開き、生産を増加する。施政権返還を前提とし、かつこれを円滑に進めるためには通貨を日本円に切り替える作業は可及的速やかになされなければならない。

(4) 企業特に公益企業の整理統合をはかるとともに、流通機構の整備を促進し、金融、生産、流通三者相まって物価の安定をはかる。砂糖、パイ等其の基幹産業を単に本土の資本家と結ぶのではなく、日本の甘味資源政策の一環として、国家資金と結んで生産コストの低減と価格の安定をはかる方向にむける。

沖繩経済の立て直しのためには衆知を集め、本土政府と一体となり基地依存の惰性による徒らなる不安を一掃して当るべきである。戦争によるかい減、無から立ちあがった県民の強い意思と能力は重大な政治的転機に必ずやその力を発揮し、平和的繁栄の郷土建設を完成するであろうことを確信する。

五、地方自治体の選挙に積極的な活動を展開する。

革新政治は地方自治体の革新に通じなければならない。われわれは立憲後数年間、地方選挙について消極的な立場をとったこともあった。しかし多年保守政治の下に行政権を乱用して地方自治への介入が露骨となり、中央諷風を余儀なくされ、政府は施政権者へ、地方市町村は行政権者へと追従し、自治の精神を失わしめられそれが沖繩政治の前進をはばんできた。その是正のために党は数年来、地方選挙にも積極的に関与してきた。沖繩の特殊な政治において単に政党の理想論、原則論にとらわれることは実情にそわない。民主政治の前進、権力支配を排除して祖國復帰を全県民の闘いとして推進するためにも、党はより積極的に地方自治体の選挙に関心を示さねばならない。地方における政治的目標と意識の高揚が、即ち沖繩全体の大きな政治力となる。今年には多くの市町村において長並びに議員の選挙が行われる。既に行われた各選挙にわれわれは勝利を

示した。党はその成果に鑑み市町村における組織拡大と相まって積極的に関与し、革新更改の礎を築き、あわせて党政策の浸透を期するものである。

第三章 党躍進への体制

われわれの党は結成以来十九年、公選四群島知事を擁して沖繩政治を祖国復帰に方向づけ、民意をバックに行政に当たったが僅か一年余で終った。そして五二年琉球政府設立以来、任命主席を中心とする保守勢力によって施政が進められてきた。立法院議員の選挙において院内第一党をかちとったこともあり、補欠選挙において与党に圧勝したこともあるが、選挙制度や沖繩政治の実情も原因して議会勢力において保守党に及ばないで今日に至っている。それにもかかわらずわが党に対する県民の支持と期待は大きく地域によっては保守党を遙かに上廻る多くの支持層を保っていることは、しばしば行われた世論調査や選挙の結果にも現れている。立法院議員選挙に多数議席を占めてないことは、たとえ選挙制度や外部の事情がどうあれ、その責任をそれに帰すべきでなく、要は党自体の組織と教宣活動や実践活動に欠けるものがあることを認めなければならぬ。革新主席を誕生させたものの野党勢力が議会の多数を占めている現状では革新施政を強力に推進するには充分でない。更に結党以来祖国復帰を目ざして闘ってきたがその具体化の情勢を迎えている今日、党はその責任を果たす中心勢力として自らの体制をより拡大強化することが要求される。それとともに財政の充実をはかり党活動のより積極活動化を期し画期的な躍進の道を開かねばならない。それは決し

て安易なものでないがぜひ達成しなければならないものであり、真剣に取りくむことを決意するものである。

(1) 組織拡大新計画を改定し党員、党友の獲得と、登録整備を完成する。

(2) 未組織市町村における支部、職場を中心とする組織と連合支部の充実をはかる。

(3) 青年、婦人活動家の養成を組織拡大と併行して行う。

(4) 外廓団体の育成と各種組織との連携を常時密にする。

(5) 学者、文化人等学識経験者、マスコミ関係者の協力を求め、政策樹立とその浸透及び党活動の充実に資する。

(6) 党報を発行し遂次機関紙にし、教宣活動の活発化をはかる。

(7) 党財政の確立党費の増額と完納をはかる。党費の負担とその履行は組織活動と相併行するものであって党員資格と不離一体をなすものである。更に党を理解し、財政支援を志す支援者の体制づくりを計画し、財政の充実をはかる。

以上の情勢分析、運動の基本線並びに党体制の確立を確認し、当面の重点政策を別紙の通り策定する。(略)

袖印省略

資料 沖 繩 問 題

発 行	昭和44年 6月25日 第一版
編 者	岡倉古志郎・牧瀬恒二
発 行 者	木樽 哲夫
発 行 所	勞 働 旬 報 社 東京都港区芝西久保巴町32 電話 (434) 3681~5 振替東京 180374
装 幀	高橋 錦吉
印 刷 所	第一印刷株式会社
製 本 所	東京・神田・美成社

定価3900円

一九七〇年問題にこたえる基本文献・資料

日米安保条約全書

渡辺洋三・吉岡吉典編

定価三九〇〇円

今日「安保問題」に関する論議がさまざまな形で行なわれ、これに関する書物が数多く出版されているが、本書は、日米安保条約に関連する諸条約をはじめ膨大な日米間の合意、覚書、協定、契約と、これらを保障する関係国内法の全体系・全条文をはじめ網羅・収録し、これに解説を附したわが国唯一の基本文献・資料である。

本書の内容

第一部 日米安全保障関係条約

I サンフランシスコ平和条約 II 日米安保条約、協定 III M.S.A協定及び関係条約
IV 国連軍地協定及び関係条約 V 友好通商航海条約 VI 米朝条約へ日朝条約・日韓条約

第二部 日米間の合意・協定事項

I 地位協定第二系に基づき提督施設・区域 II 日米合同委員会合意をみた主要事項 III 米米労働協約 IV 国鉄輸送協定

第三部 日米安全保障関係条約関係国内法

I サンフランシスコ平和条約関係国内法 II 安全保障条約関係国内法 III 地位協定関係国内法 IV 及び規則 V M.S.A協定関係国内法 V 国連軍地協定関係国内法 VI 関係国内法決定・了解

第四部 諸外国の二国間・多国間安全保障条約

第五部 抄録事件判決

推せん者

立命館大学校長 米川 博 法政大学校長 中村 哲
同志社大学校長 住谷悦治 東京大学教授 日高六郎
評論家 吉野徳三郎 名古屋大学教授 長谷川正安
潮見俊隆 星野安三郎

姉妹編

日米安保条約

その解説と資料

渡辺洋三・岡倉吉志郎編／定価2000円

本書は、今日論議されている「安保・防衛問題」にこたえて、これらをどうとらえるかを具体的に解説し、また自民党安保調査会「中間報告」をはじめ、各党の「安保政策」、国会審議録など豊富に網羅。

伝統と信頼性を誇るわが国唯一の労働年鑑

日本労働年鑑

第39集／1969年版

法政大学 大原社会問題研究所編／定価3000円

1920年以来半世紀にわたり一貫して日本の労働問題・労働運動を記録しつつけてきた伝統と信頼性を誇るわが国唯一の労働年鑑——日本の労働者・農民の状況、労働組合の諸運動、労働者政党の諸動向、政府・経営者団体の労働政策などの全般にわたり、豊富な資料を駆使して、的確に記述する。労働組合はもとより労働問題・労働運動に関心をもつすべての人に欠かせない文献である。